

－岡山県トラック人材確保対策支援金 Q & A－

Q 1 本支援金の目的は

A 1 事業者の人材不足の改善に向けた取組みを支援することにより、重要な社会インフラである物流の停滞を防ぐことを目的としています。

Q 2 本支援金の対象事業者は

A 2 岡山県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者であり、かつ、中小企業者が対象となります。

中小企業者：中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員数300人以下）

なお、中小企業者であることを証する書類として、運輸局又はトラック協会に提出した直近の事業報告書（受付印がある表紙及び事業概況報告書の写し）若しくは、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）等の資本金額を証する書類及び労働保険概算・確定保険料申告書（監督官庁の受領印があるもの）等の従業員数を証する書類

Q 3 事業を休止している場合の取扱いについて

A 3 休止中の事業者は対象外です。

再開後に使用する備品を購入する場合には、岡山運輸支局に再開届を提出後、申請してください。なお、支援対象は、再開届提出後に購入、支払いをした備品となります。

Q 4 法人の合併、分割、個人の事業承継、相続の取扱いについて

Q 4 合併、分割後の法人若しくは事業承継、相続した個人が申請してください。その際は、当該事実が確認できる書類（認可書等）を添付してください。

Q 5 岡山県トラック協会の会員ではありませんが、申請窓口は岡山県トラック協会でもよいのでしょうか

A 5 今回の支援金の窓口は会員であるか否かにかかわらず、岡山県トラック協会となります。

なお、申請の受付は先着順とします。申請額が予算に達した場合には、その時点で岡山県トラック協会へ届いている申請までとし、その後の申請は受付不可となりますことをあらかじめご了承ください。

申請窓口：岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館 1階

Q 6 国や市町村の補助金等との併給は可能ですか

A 6 国や市町村の交付要件で、他の補助金等との併給を禁止していなければ申請が可能です。

他の補助金、助成金等が充当される場合は、当該支援金の算出額からその充当額を減額した額が支援金額となります。

なお、本支援金は、出展料及び掲載料に対する補助であることから、岡山県トラック協会の「人材確保活動助成金」との併給は可能です。

Q 7 本支援金の交付要件は

A 7 令和8年4月1日以降に購入、出展及び掲載したものであることです。

個別の要件は以下のとおりです。

(1) 職場環境整備のための備品購入

岡山県内の事業所に配置し、申請日時点で継続的に使用しているもの。

(2) 就職フェア等出展料

就職情報企業等が開催し複数の企業等が出展するもので、岡山県内の事業所が勤務地である採用を目的としたもの。

(3) 求人広告掲載料

求人サイトや求人情報誌等へ岡山県内の事業所が勤務地であることを明記した求人広告を掲載するもの。

ただし、インターネット広告やSNS広告の場合は、令和8年12月31日までに掲載が終了するものであること。掲載が同期間を超える場合は、掲載日数で按分し同期間内の費用を明確に区分できる場合のみ当該期間の掲載料を対象とする。

Q 8 対象経費の範囲は

A 8 (1) 職場環境整備のための備品購入

運転者等の身体的な負担を軽減させ、疲労回復に資する備品等の購入費用及び導入時の工賃等が対象です。ただし、既存の備品の更新（買替）は対象外です。また、あくまでも職場環境整備のための備品であるため、事業所において使用するものが対象です。

例・仮眠ベッド

- ・エアコン（設置工事代含む）
- ・冷蔵庫、製氷機、冷凍庫
- ・空気清浄機
- ・加湿器
- ・サーキュレーター
- ・休憩用ソファ
- ・シャワーユニット（設置工事代、排水管設置工事代及び必要に応じてスーパーハウス（設置工事代含む）含む）
- ・手又は足専用のマッサージ器
- ・マッサージチェア
- ・酸素カプセル
- ・ふとん
- ・畳
- ・フォークリフト用スポットクーラー
- ・遮熱用ガラス
- ・遮熱用フィルム（既存の窓ガラスに施工するもの）
- ・ストーブ、ヒーター
- ・ホットカーペット
- ・電気毛布

- ・ウォーターサーバー
- ・熱中症指数計（WBGT 測定器）

以下については対象外です。

- ・休憩室を新設する等の工事費
- ・消耗品、娯楽品、健康づくり機器、スポーツに関する備品
- ・保守管理料等のランニングコスト
- ・リース契約及び割賦払い
- ・中古品
- ・レンタル品
- ・景観やデザインの変更及び装飾物の設置に係る費用
- ・既存のトイレの改修工事費
- ・タイルカーペット
- ・遮熱用塗装
- ・体温計
- ・血圧計

（２）就職フェア等出展料

小間料やオプション料（ブース位置指定、ブース内備品レンタル、ブースの背景に上映する P R 動画等）等、就職フェア等の主催者に対して直接支払った出展料のみとなります。

オンラインの就職フェア等の出展料若しくは出展のオプションとして考えられる「スカウトメール」、「会場内でのパンフレット等配布サービス」及び「ダイレクトリクルーティング」等出展料として支払われるものは対象です。

当日の食費や交通費等は対象外です。

（３）求人広告掲載料

求人サイトや求人情報誌等への広告掲載料として求人媒体社に支払ったものの他、SNS 広告（動画含む）等の制作・運用委託料等として広告代理店等に支払ったものが対象です。

なお、広告を掲出する際には「募集する職種はドライバーであること」、「県内の事業所が勤務地であること」は明確に判るように必ず記載してください。一目見て主目的が、求人広告と判るものが支援対象であり、自社の P R 広告の一部に小さく「ドライバー募集」と記載されたものは対象として認められません。

また、制作した求人広告動画を自社のウェブサイトアップし、そこから Y o u T u b e にリンクを張っても構いません。 <QA16 から移動>

○広告媒体としては、以下のものが考えられます。

- ・求人サイト
- ・SNS（Y o u T u b e 含む）
- ・求人誌、求人広告
- ・テレビ
- ・動画配信サービス（T V e r 等）
- ・看板（バスの車体への掲示も含む）

あくまでも対象は、看板に掲載する際の広告制作及び掲載料であり、看板を自社で制作し設置する場合の費用は対象外です。

- 求人広告掲出のオプションとしてのスカウト型サービス（ダイレクトリクルーティング）の利用は、広告の露出を補完・強化するための「掲載オプション」又は「運用」の一環とみなせることから対象となります。
- SNS 広告等に係るドメイン登録料及びドメイン管理料は、制作料に含まれるものとして対象。ただし、ドメイン管理料は令和 8 年 1 2 月 3 1 日までの費用に限ります。
- 広告掲載自体は無料でクリック回数により金額が決まる（クリック課金）広告や成果報酬型（採用課金型）広告は、4 月～1 2 月の間に発生した全ての費用が対象です。ただし、返金制度がある成果報酬型広告で求人媒体社等から返金があった場合には、受領した支援金を遅滞なく返金しなければなりません。
- あらかじめ広告掲載料をチャージ（先払い）し、求職者が広告をクリックするとチャージ分を消費するものについては、代理店等からの報告書等で 1 2 月 3 1 日までに消費された金額を積算根拠とともに証明できるのであれば支援対象となります。申請書には、請求書等とともに積算根拠となる代理店等からの報告書等を追加で添付してください。

Q 9 （2）就職フェア等出展料の「令和 8 年 4 月 1 日以降に実際に出展したことを証明できる資料」にはどのようなものがあるか

- A 9 主催者が発行する出展証明書、出展申込書(控)とその受理通知、会場マップ・パンフレットの出展者一覧の自社名掲載ページの写しを想定しています。
- 岡山県内の事業所が勤務地である採用を目的としていること、出展日が令和 8 年 4 月 1 日以降であることが確認できる資料であることに留意してください。

Q 10 （3）求人広告掲載料の「令和 8 年 4 月 1 日以降に実際に広告を掲載したことを証明できる資料」にはどのようなものがあるか

- A 10 ①紙媒体の場合、掲載紙の表紙と掲載ページの写し等となります。
- ②インターネット広告等の場合、掲載申込書(控)とその受理通知等が考えられます。
- ③SNS 広告等の制作や運用を広告代理店等に委託した場合、委託先から提出された実績報告書等が考えられます。
- いずれの資料も岡山県内の事業所が勤務地であること、掲載開始日が令和 8 年 4 月 1 日以降であること及びインターネット広告や SNS 広告の場合は、掲載終了日が令和 8 年 1 2 月 3 1 日以前であること、若しくは期間内の掲載料の積算根拠が確認できる資料であることに留意してください。

Q 11 倉庫作業員や事務員の求人を目的とした人材確保対策活動も支援対象となるか

- A 11 倉庫作業員や事務員のための求人を目的としたものは対象となりません。ただし、ドライバーの求人と併せて行われるものであれば対象となります。

Q12 複数県にまたがる求人広告を出す場合の費用はどのように按分すればよいですか

A12 各事業所の採用予定人数が決まっている場合は、求人数を基に按分してください。

例) 岡山営業所 2 名、広島営業所 3 名、広告制作・掲載料 15 万円の場合

$15 \text{ 万円} \div 5 \text{ 名} = 3 \text{ 万円} \rightarrow$ 一人当たりの求人に係る費用

$3 \text{ 万円} \times 2 \text{ 名 (岡山営業所の求人数)} = 6 \text{ 万円} \rightarrow$ 支援対象経費

具体的な求人数が定められていない場合は、事業所数で按分してください。

例) 岡山営業所 若干名、広島営業所 若干名、広告制作・掲載料 15 万円の場合

$15 \text{ 万円} \div 2 \text{ 事業所} = 7.5 \text{ 万円} \rightarrow$ 支援対象経費

Q13 SNS 広告等の制作、掲載を個人に委託した場合、支援対象となるのでしょうか

A13 なります。

ただし、名目のみの委託による不適切な支出を防止し、制度の透明性と公正性を確保するために、個人への委託については個人事業主に限定します。申請にあたっては、通常の添付書類に加えて、個人で事業を営んでいることが証明できる書類を追加で添付してください。

個人で事業を営んでいることが証明できる書類の例（いずれも屋号、住所、代表者氏名の記載があるもの）

○税務署の受付印のある開業届の写し

○e-Tax を利用して開業届を電子申請した際にメッセージボックスに届く、「受信通知」を印刷したもの

○「申請書等閲覧サービス」を利用し、提出した開業届をスマートフォンで写真撮影（コピーはしてもらえない）し、それを印刷したもの

○「保有個人情報の開示請求」を行い、税務署から交付されたもの

○納税証明書の写し

○確定申告書の控えの写し

Q14 運用代行会社に「広告の制作、掲載」、「検索上位に掲載されるための更新」、「求人応募者への対応」までを委託している場合の支援対象の範囲は

A14 「広告の制作、掲載」、「検索上位に掲載されるための更新」は、SNS 広告等の制作・運用委託料を支援対象としている（Q A8）ことから「検索上位に掲載されるための更新」は、運用の一環として支援対象となります。

また、運用代行会社が行う「求人応募者への対応」については、面接日程確認から日程確定までの初期対応は、広告運用に密接した「運用の周辺業務」と認められることから支援対象となります。ただし、求人応募者への面接代行は、広告運用の範疇を超えた事務代行となることから支援対象外となります。

Q15 既設の自社ウェブサイト内に求人ページを作成する場合は支援対象となるか

A15 単純に既設の自社ウェブサイト内に求人ページを作成するのみであれば、単にウェブサイトの整備になるため対象にはなりません。岡山県トラック協会の「人材確保活動助成金」をお使いください。

ただし、SNS 広告等の外部媒体に掲載する求人広告からの遷移先として利用するランディ

ングページ（以下、「LP」）については、当該求人広告の一部を構成する制作物と位置付けられます。したがって、既設の自社ウェブサイト内に作成する求人ページが、外部広告と一体のLPとして機能する場合に限り、当該SNS広告等の制作費に含まれる範囲で対象となります。

Q16 YouTube動画内のバナーから自社ウェブサイトの求人ページをランディングページとしてリンクを張る場合、当該求人ページも支援対象となりますか。

A16 なります。

QA15にあるとおり対象となります。

以下、QA15の「ただし、」以降を引用。

「ただし、SNS広告等の外部媒体に掲載する求人広告からの遷移先として利用するランディングページ（以下、「LP」）については、当該求人広告の一部を構成する制作物と位置付けられます。したがって、既設の自社ウェブサイト内に作成する求人ページが、外部広告と一体のLPとして機能する場合に限り、当該SNS広告等の制作費に含まれる範囲で対象となります。」

Q17 各種認定事業者の範囲は

A17 「(ア) 安全性優良事業所認定事業者」と「(イ) 働きやすい職場認証制度認証事業者」は事業所ごとの認定ですが、岡山県内に複数の事業所があり、そのうち1カ所でも(ア)又は(イ)の認証を受けていれば、各種認定事業者として取り扱います。

「(ウ) 健康経営優良法人認定事業者」は事業者ごとの認定となります。

Q18 交付限度額の考え方

A18 1事業者あたりの「(1) 職場環境整備のための備品購入費」、「(2) 就職フェア等出展料」、「(3) 求人広告掲載料」それぞれの支援金額を合計した金額をもって、交付限度額以内かどうかを判断します。

また、1事業者あたりの交付限度額は、当該事業者が最初の交付申請時点で各種認定事業者の場合は400万円、各種認定事業者でない場合は200万円となります。

最初の交付申請時点で各種認定事業者でない場合、その後各種認定を受けたとしても交付限度額は200万円のままとなります。

Q19 着手金が支援対象に含まれるか否かについて

A19 令和8年4月1日以降に支払ったものであれば対象となります。

4月1日以降に出展又は掲載するものでも、3月31日以前に支払ったものは着手金を含めて全て対象外です。

Q20 請求書、領収書等に備品名等が記載されていない、若しくは支援対象となる金額が記載されていない場合はどのようにすれば良いか

A20 記載がない場合は、販売店等が記入してください。なお、その際は記入者の所属会社名、氏名もあわせて記入してください。

Q21 手形払いの場合の添付書類について

A21 手形払いの場合は、原則として、①手形の写し、②手形が引き落とされた通帳の該当ページの写しを添付してください。ただし、手形の金額の中に支援対象以外のものが含まれている(手形の金額と請求書の金額が一致しない)場合には、前記①、②に加えて、③当該手形の内訳が判る資料を添付してください。

Q22 銀行振込の場合の支払いを証する書面について

A22 振込みによる支払いのため領収書がない場合は、振込依頼書の控えをもって支払いを証する書類とします。ファームバンキングの場合は、「総合振込送信データ一覧」の写しと「取引明細」又は「入出金明細」とを添付してください。その際に、「総合振込送信データ一覧」の振込金額と「取引明細」又は「入出金明細」の支払金額とを照合し金額が合致することを確認してください。

送信した振込データを確認するための「総合振込送信データ一覧」等のみでは不可です。

Q23 個人のクレジットカードで支払った場合の添付書類について

A23 個人のクレジットカードで支払った段階では個人が立替えている状態にあり、法人としては支払いを終えていない状態にあることから、法人と個人との間のお金のやり取りが判る書類(個人から法人あての請求書及び領収書)の写しを添付してください。

Q24 インターネットで決裁した場合の領収書について

A24 インターネットで決裁し、宛名が記載されていない領収書が発行された場合は、申請者が手書きで記載し添付してください。その際に領収書に記載する宛名は、請求書に記載されている宛名を記載してください(会社名のみ場合は会社名のみ、会社名及び発注者氏名の場合は両方)。

Q25 令和8年4月1日以降に備品を購入したが、申請日時点においては廃棄若しくは売却等で事業所がない場合は支援対象となるか

A25 申請日時点において継続的に事業に使用していることにならないため対象となりません。

Q26 支援金の交付を受けた後に当該備品を廃棄又は売却した場合の取扱い

A26 単価が50万円以上の備品を「総務省所管補助金等交付規則」の別表に掲げる処分制限期間内に廃棄又は売却する場合は支援金を返還していただきます。

Q27 支援金が交付された場合、消費税、法人税、所得税の課税対象を教えてください

A27 消費税は不課税となります。法人税、所得税は雑収入となるため課税対象となります。詳しくは、最寄りの税務署へお問い合わせください。

Q28 申請書類はどこで入手できますか

A28 申請書類は、岡山県トラック協会のウェブサイトからダウンロードしてください。
なお、添付書類は申請書兼請求書記載の「4. 添付書類」で確認してください。

Q29 申請書類・添付資料の用紙サイズに指定はありますか

A29 A4サイズの片面印刷で作成、提出してください。

なお、提出書類をホッチキスで止めないようお願いいたします。

Q30 申請書兼請求書の字句等の訂正について

A30 二重線での訂正は捨印、訂正印の有無にかかわらず不可とします。再度、作成してください。

なお、「5. 振込先」欄は協会で修正することがあります。

Q31 申請は何度でも可能ですか

A31 「(1) 職場環境整備のための備品購入費」、「(2) 就職フェア等出展料」、「(3) 求人広告掲載料」それぞれについて1回ずつ申請可能です。

なお、全てまとめて1度に申請することも可能です。

Q32 申請方法はどのようにすればよいですか

A32 受付期間内に郵送又は持参してください。

なお、持参の場合の受付時間は、8：30～17：00（土・日・祝を除く）です。

Q33 県内に複数の営業所がある場合、どのように申請すればよいのでしょうか

A33 法人単位又は個人事業主単位で申請してください。

岡山県外に本社がある営業所については、営業所名での申請は可能ですが、複数の営業所がある場合には、まとめて1つの営業所が申請してください。

営業所名で申請する場合の申請書兼請求書への押印は、営業所印がある場合は営業所印、無い場合は営業所長の印鑑が必要です。

Q34 申請書兼請求書を提出後、支援金の交付決定や振込日の通知はあるのでしょうか

A34 交付決定や振込日の通知はおこないません。要件を満たしていない場合や申請書類に不備がある場合のみ連絡いたします。

振込日については、原則として月末締め翌月末払いですが、申請書類に不備がある場合は後にずれることがあります。